

# 令和 6 年度家事事件担当裁判官等協議会 協議結果要旨

令和 7 年 3 月  
最高裁判所事務総局家庭局

# 後見関係の協議事項について

本協議会では、後見関係事件の運用上の諸問題及び第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組上の課題に関し、以下の2つの事項について協議を行った。

## 【協議事項】

- 1 統一書式等の具体的運用に関する課題等について
- 2 身上保護事務に関する監督の在り方

# 1 統一書式等の具体的運用に関する諸課題等について

## 1. 報酬付与申立事情説明書「2 消費税課税事業者欄」の記載等について

報酬付与申立事情説明書に「消費税課税事業者」の報告事項を設定した趣旨を改めて確認し、報酬額の算定は裁判官の判断事項であることを前提に、消費税相当額の加算についての各庁の方針や報酬付与決定の審判書における記載方法の検討状況等について意見交換を行った。

## 2. 事務処理要領等の改訂状況について

これまでの協議会等の結果を踏まえ、4月からの運用開始に向け、事務処理要領等について、裁判官及び書記官との間で検討を進めているとの意見が多かった。

## 3. 旧書式を用いた報告等があった場合の対応について

専門職後見人に対しては、統一書式による再度の報告等を求めるとの意見が多かった。

親族後見人に対しては、報告が不十分であると裁判官が判断した事項につき、書面又は電話聴取による報告を求めるとの意見があった。

## 4. 親族後見人への周知方法について

周知方法については、統一書式が掲載された最高裁ウェブサイトのURL等を記載した事務連絡を送付した例や、統一書式及び記載例を合わせて送付したという例の紹介があった。

周知時期については、3月末までに送付予定である庁のほか、各後見人等の定期報告時期の2か月ほど前に順次送付する扱いとしている庁などがあった。

## 2 身上保護事務に関する監督の在り方

### 1. 身上保護事務の監督における基本的な考え方について

これまでの議論を通じて確認された下記の事項を踏まえて、架空の事例を基に、（Ⅰ）後見人等に裁量の逸脱・濫用が認められるか否か、（Ⅱ）解任の判断をするか否かについて意見交換を行った。

#### 《これまでの議論で確認された事項》

- 家裁は、解任等の判断作用を背景に後見人等を監督する司法機関であるため、解任事由の疑いがあるときには監督に踏み出す一方で、（ア）後見人等と支援者等との関係を調整したり、（イ）解任事由の疑いがないにもかかわらず、後見人等の裁量の範囲内で行われる後見等事務に踏み込んだ調査等を行うことは相当ではない。その上で、家裁は、後見人等の行う身上保護事務についても、財産管理事務に関する監督と同様に、（広範な裁量を与えられた）後見人等が解任事由に該当するような裁量の逸脱・濫用にわたる行為をしていないかどうかを調査することを目的として監督を行う。
- 後見人等は後見等事務を行うに当たり広範な裁量が与えられているところ、民法上後見人等に求められている本人の意思の尊重（以下「尊重」という。）や心身の状態・生活の状況への配慮（以下「配慮」という。）の実践方法についても広範な裁量が認められる。
- 後見人等に与えられた広範な裁量を前提としてもなお、「尊重」や「配慮」の面から看過し難い問題があり、裁量の逸脱・濫用が認められるといえるか否かについては、身上保護事務に係る一連のプロセスに着目し、身上保護事務の遂行に係る具体的な事情を総合的に考慮して判断する。

#### （Ⅰ）後見人等に裁量の逸脱・濫用が認められるか否か

- 協議員からは、裁量の逸脱・濫用が認められるという意見、認められないという意見の双方が紹介された。  
架空事例に基づく具体的な検討を通じて、家裁が後見人等の行う身上保護事務の監督をする際には、当該事務における一連のプロセス（A：本人との関係を構築・維持するプロセス、B：チームのメンバーと連携し事務を遂行するプロセス）に着目した上で、裁量の逸脱・濫用の有無を検討するために必要ないくつかの視点で具体的な事情を整理し、その他一切の事情を考慮して、尊重や配慮の観点から裁量の逸脱・濫用の有無を判断することが再確認された。
- 後見人等の言動によって本人にどの程度の悪影響が生じるかについては見解が分かれたが、悪影響の程度も後見人等に「尊重」や「配慮」の観点から看過し難い問題があるかどうかを考える際の一つの事情に過ぎないところ、事案全体を総合的に見て裁量の逸脱・濫用を認める見解が多数であった。

## 2 身上保護事務に関する監督の在り方

### 1. 身上保護事務の監督における基本的な考え方について

#### (Ⅱ) 後見人等の解任の判断をするか否か

- 家裁から後見人等に対して何らかの指導をすることは考えられるものの、直ちに解任をするとの判断には至らないという意見が多数であった。  
なお、解任をせずに指導に留まるとしても、効果的な指導を行うためには、家裁として、後見人等を指導することの根拠（後見人等に裁量の逸脱・濫用が認められること）の内容を言語化し、明示できるようにしておくことが重要であるという意見があった。
- 他方で、後見人等に続投してもらうことが本人のためになると言えるだけの特段の事情は見当たらず、後見人等に改善可能性も認められないことから、解任すべきではないかという意見もあった。
- 上記に加えて、以下のような意見も見られた。
  - 家裁が、福祉・行政等との相互理解に基づく取組等を通じて得られた知見を生かして、身上保護事務の監督（指導等）を適切に行うことにより、身上保護事務の意義を十分に理解していない後見人等であっても改善する余地があるのではないか。
  - 現実に解任の判断をするに当たっては、担い手の状況も考慮する必要があるところ、後任の後見人等が見つからない可能性を前提に解任の判断をすることに躊躇がある。
  - 後見人等以外のチームのメンバーに問題があり、後見人等においてチームとの円滑な連携を図ることが難しい場合もあるが、家裁は、後見人等以外のチームのメンバーに対して指導したり助言することは、司法機関としての性質上「できない」ということに十分に留意すべきである。

## 2 身上保護事務に関する監督の在り方

### 2. 家裁に後見人等に関する苦情が寄せられた場合の効果的な事情聴取の方策について

書記官等が支援者等から寄せられる後見人等に関する苦情を効果的に聴取し、適切な監督に繋げるための方策について、意見交換を行った。

- 個々の書記官等の経験やスキルによる差が生じにくくなるという点で、事情を効果的に聴取するための何らかのツールがあったほうが良いという意見が複数の協議員から挙がった。他方で、ツールを用いた事情の整理に注力し、時間をかけすぎてしまうことにより、事務処理全体として非効率になってしまことへの懸念も示され、ツールを利用する場面を明らかにすることが望ましいという意見もあった。また、書記官等による聴取の補助として、苦情内容を書面により提出してもらう方法もあり得るところ、書面提出を求めるに当たっては、家裁において書面に記載してもらう事項をあらかじめ整理しておき、苦情申出人にそれを示すといった工夫により、効果的に事情を整理することができるのではないかとの提案もあった。  
また、各家裁において、事情を聴取するためのツールを使用するか否かを含めて、苦情を効果的に聴取するための方策を引き続き検討する必要があることを前提に、裁判官が後見人等を解任したり、指導する典型的な場面を、裁判官と書記官等との間で共有することが重要であるとの意見があった。
- 書記官等が苦情申出人と会話をする際の問い合わせ方法やフレーズを工夫することにより、苦情を効果的に聴取することができるのではないかという意見があった。
- 後見人等に関する苦情が家裁に寄せられた場合に、どのような事情を聴取する必要があるかは、裁判官の審理運営方針に関する事項であることが確認されるとともに、今後の実務における積み重ねを通じて、裁判官が審理運営方針を整理し言語化した上で、書記官等が裁判官の判断に必要な情報を効果的に聴取できる方策を検討していく必要があることが共有された。

# 調停等関係の協議事項について

本協議会では、**家族法改正を見据えた家事事件手続等の審理運営の在り方に関する諸課題**に關し、以下の3つの事項について協議を行った。

## 【協議事項】

- 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）
- 2 家事調停におけるウェブ会議の活用促進
- 3 改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題

## 諸問題

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## 協議の目的

- 期日間隔の長期化は、紛争解決機能の観点から問題である上に、調停制度・家庭裁判所に対する国民の信頼を失わせるもの。さらに、令和8年5月までに施行される改正法の趣旨・内容を踏まえた適切な事件処理がなされる必要がある。**期日間隔の短縮は、改正法施行までの間に一定の成果を出す必要のある喫緊の課題。**
- 期日間隔の長期化は、①裁判所側／当事者側の心理的要因、②調停室の利用状況、③調停委員の選任状況等、庁ごとに様々な要因が考えられるところ、各庁において、現状分析、実情に応じた対策の検討・実践、取組を継続的なものとするための効果検証及びこれを踏まえた改善・「仕組み」作り等の方策が求められている。
- ➡ 本協議会にて、**短縮化阻害要因に応じた各庁の対応策等について協議するとともに、取組を継続的なものとするための効果検証の在り方、新たに生じた課題・その対応策、「仕組み」作りその他の工夫等も協議**

## 協議の内容

### 1. 短縮化阻害要因に応じた対応策等

- ① 裁判所側の心理的要因への対応策
- ② 調停委員の日程確保への対応策（手持件数平準化、指定の工夫、採用強化等）
- ③ 当事者側の日程確保・裁判所の調停開廷日の制約への対応策（開廷日に関する対応、午後2枠制、2期日指定等）
- ④ 当事者側の準備の都合（心理的要因）への対応策

### 2. 取組の効果検証その他継続的に取組を進めていくための方策等

- ① 各庁における取組の効果検証等
- ② 取組により生じている課題等への対応・留意点
- ③ 取組を継続的なものとするための「仕組み」作りその他の工夫

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## 1. 短縮化阻害要因に応じた対応策等

以下は、協議会で紹介された取組等です

### ① 裁判所側の心理的要因への対応策

#### ◆ 第1回期日の早期指定に向けた工夫／書記官室との認識共有等の工夫

##### ● 申立て～期日指定や、申立て～第1回期日までの目標日数の設定【複数庁】

→ 更なる工夫等として以下の紹介があった

- PTを立ち上げ、申立て～第1回期日までの目標を1か月と設定した上で、これを実現するための標準的な事務フロー図を作成し、書記官への意識浸透につなげた
- 管内の支部や出張所も含めて意見交換を行い、申立て～第1回期日指定までの日数につき5日とする管内の統一方針を定めた

##### ● 書記官室の分業制（第1回期日指定の担当者を固定）により、申立て～期日指定までの日数の短縮が実現された

##### ● 期日指定を先にした後、調停委員を指定する事務フローに改めた【複数庁】

##### ● 調停委員の指定を効率的に行う工夫として、調停委員の翌月までの予定をFormsで予め収集しており、速やかな依頼・指定ができる

##### ● 第1回期日については、担当裁判官が差支えの曜日や不在の日でも指定し、その日に評議の要望等があれば他の担当裁判官が担当する態勢をとっており、これによって期日間隔の短縮を図っている

##### ● 第1回期日について、できるだけ早期に（申立てから2週間程度）申立人のみを聴取する日を指定する試みをしており、これによって、第2回期日は、相手方から聴取を開始し、同期日を効率的に運営できている

##### ● 第1回期日までの長期化の一因として、要警備事件が増えておりその対策を立てるまでに時間を要していたことから、早期に管理職を含めてカンファレンスを実施する（担当書記官が抱え込まないようにする）よう改めた

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## ① 裁判所側の心理的要因への対応策（つづき）

### ◆ 続行期日間隔短縮に向けた工夫

- 他庁で使用されている「次回期日指定のチェックシート」をアレンジするなどして活用している【複数庁】
- 調停委員が使用する次回期日候補日のシートについての見直し【複数庁】→ 具体的には、①掲載範囲の見直しや、②ウェブ会議の活用・開始時間の柔軟な設定・2期日指定等の選択肢を記載している、といった紹介があった
- 記録のポケットに、期日指定に関する注意喚起（続行期日間隔、2期日指定、午後2枠目、ウェブ会議等）を記載した色・イラスト付きのペーパーを入れている
- 所定の期間内での期日調整ができない場合のルール化【複数庁】
  - その一例として、開始時間・終了時間をずらす、電話会議・ウェブ会議の利用、2期日指定をして2期日トータルでの期日間隔を短縮するといった代わりの選択肢を打診することを調停委員向けの通信や研修等で徹底するほか、それでも所定期間内で指定ができない場合は書記官室に連絡するルールとし、書記官・裁判官が関与している、といった取組の紹介があった
- 経過メモについて、次回期日までの間隔が45日を超える場合にはその理由等を記載する形に改め、調停委員に意識付けした
- 続行期日間隔につき、調停委員のデフォルトの意識を把握し、それよりも短い間隔を目途に調整するよう依頼・周知した
- 次回期日候補日を記載したシートを廃止し、事案に応じて真に必要な期間を設定する運用を開始しており、今後効果検証も行っていく予定。調停委員に意識してもらうようにしている

### ◆ 調停委員との認識共有等の工夫

- 多くの庁から、様々な場（研修、意見交換会、調停委員向けの通信、調停委員控室への掲示、個々事件における評議等）を利用して繰り返し取組の意義等を説明することの重要性について、紹介があった
- 調停官による座談会を開催し、当事者の立場（期日間隔が長くなることで当事者にどれだけの精神的負担が生じるか等）について調停委員に伝えてもらい、期日間隔短縮の取組の意義の理解を促している
- 調停委員ハンドブックにも期日間隔短縮の取組の意義、目標値を明記した
- 対策や目標だけではなく、過去と比較して長期化しているデータも見せて前提となる問題意識も説明して取組の意義や危機感を共有するほか、取組開始後の変化も提示するなどしてモチベーションの向上を図っている

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## ② 調停委員の日程確保への対応策

### ◆ 手持件数の管理、平準化

- 手持件数の上限を設定している【複数庁】
- 旅費算定で把握可能な月間登庁日数を基に、登庁日数の多い男女各 5 名の委員について翌月の指定を控える運用を開始し、平準化につながっている
- 本業が忙しい委員については個別に上限を意識することで、それを上回る事件を指定しないようにしている

### ◆ 指定の工夫

- 手持件数の多い委員同士の組合せとならないよう指定している（経験豊富な委員と経験の浅い委員の組合せとなる傾向にあり、育成効果もある）
- 特定の委員や専門家調停委員への指定が偏りがちであった遺産分割事件について、平準化のみならず担当できる委員を増やす趣旨で、経験の浅い委員を指定する試みを行っている
- （男女いずれかの調停委員が不足している庁 → 複数庁から以下のような取組や実情が紹介された）①事案に応じて同性の委員 2 名を指定する、②民事調停委員の併任を進める、③専門家調停委員にも一般事件を担当してもらう（→その結果、男性委員の不足が委員間で共有され、男性委員の応募数の増加につながった）

### ◆ 採用強化等

- 採用強化や採用後の研修の充実にも力を入れており、手持件数を平準化できる土台を作っている
- 総務課ないし人事課と連携して採用候補（例えば、自治体の退職予定者）の母体となる団体等に働き掛けを行っている【複数庁】
- 女性が相対的に不足しており、団体推薦の際に女性推薦の協力を依頼している
- 本庁の応募者につき、事情によっては、委員が不足している支部での勤務につなげている

### ◆ その他

- 成立が見込まれる事案において、調停委員の都合で期日が一定程度先になる場合には単独調停とすることもある

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## ③ 当事者側の日程確保・裁判所の調停開廷日の制約への対応策

### ◆ 開廷日に関する対応について

- 開廷日の拡大【複数庁】
- 開廷曜日の見直し【複数庁】 ➔ その狙いとして、①複数係の重複を解消又は緩和し、府としての開廷日拡大ないし平準化、②期日を入り易くするため指定件数の多い係につき行事が入りやすい曜日から他の曜日への変更、といった紹介があった
- 開廷日に限らず他の曜日（予備日）にも柔軟に指定できる運用への見直し【複数庁】 ➔ 特に、週1開廷となる調停官事件について、担当替えも含めて他の曜日に振り替えることを可能とする扱いとし、調停委員にも広く周知している例の紹介があった
- 当事者が出頭できる曜日と開廷曜日が合致しない場合、他の係との間で柔軟に配転替えを行っている

### ◆ 調停室の利用について

- 調停室の利用拡大【複数庁】 ➔ コロナ禍で利用を控えていた部屋、調査官調査・少年事件・共助用の部屋の融通、簡裁からの調停室・ウェブ機材の融通、庁全体での空室探し、といった紹介があった
- 調停室につき係単位で割り振らず、庁全体として管理する運用に改めた
- DV事案等において、使用する待合室を工夫して当事者同士の接触を回避し、調停室を複数使用しなくてもよい運用とした

### ◆ 2期日指定について

- 2期日指定は定着しているが、新件が入りづらくなっていたところ、新件用に枠を確保することで改善した
- 経過メモの次回期日記載欄に次々回期日の欄も加えて設けたところ、2期日指定をする例が増えてきている
- 婚費・養育費事件について、第1回期日の際にその後の3期日を2か月以内に指定する方式を実践した結果、期日間隔・審理期間の短縮が成果として表れた
- 2期日指定を全件で行うと期日が指定しづらくなることから対象事件を限定【複数庁】 ➔ 限定等の例として、①調査官関与事件や遺産分割事件に限定、②週1開廷である調停官事件や遺産分割事件に限定、③遺産分割や婚費・養育費事件で利用していたものを全事件に拡大したが、上記弊害が生じたことから対象事件について更に検討する、といった紹介があった
- 出張所での2期日指定の導入にはい路がある

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## ③ 当事者側の日程確保・裁判所の調停開廷日の制約への対応策（つづき）

### ◆ 午後2枠制について

- 代理人は午後一杯の予定が調停で埋まることに抵抗があり、午前中の枠や午後2枠目への指定を希望する傾向にあることから、代理人事案について午後2枠目の活用が進んでおり、更に進めていきたい
- (午後2枠目の利用率が高い府から) 午後の時間を均等に分けるのではなく、1枠目を2時間程度、2枠目を比較的短めに設定し、2枠目は双方代理人事案、成立見込みの事案等、短時間で終えることが見込まれる事案等に絞って利用している
- 年末年始で期日が入り難い場合等に午後2枠制を有効活用している
- 次回期日候補日のシートを午後1枠目・2枠目それぞれの空き状況を表示する形に見直し、調停委員向けレターや座談会で周知することで、午後2枠目の指定が増えている
- 新件について午後2枠目の指定を推進し、午後2枠目の利用が進むほか、第1回期日指定までの短縮にもつながっている
- (調停委員が午後2枠目の指定を躊躇している状況を踏まえ) まずは争いのない親権者変更事件の第1回期日等から午後2枠目を利用し、広げていく。続行期日でも試行し、成功体験を積んでもらうことで利用が拡大すると思われる
- 午後2枠目と2期日指定を組み合わせて、1回当たりの調停時間をコンパクトにする運用を一部で取り入れることで、午後2枠目が利用しやすくなっている
- 午後2枠制の利用促進のため、どういった事件類型が適するのかアナウンスをするほか、裁判官が評議に入って伝えることもある

### ◆ (午後2枠制と関連して) 調停終了時間の設定・順守について

- 1期日100分（聴取時間につき20分ずつを2往復）とするモデルを策定した上で、時間内に聴取を終えるための留意点を記載した書面とセットで調停委員に周知した
- 調停委員・当事者との終了時刻の認識共有・視覚化について、以下のような取組・工夫の紹介があった
  - ・ 調停委員・当事者双方から見える位置に、時計、終了予定時刻、1回の聴取時間等を表示（三角柱等）【複数府】
  - ・ 期日通知書に1回の調停期日が2時間程度となる旨を記載し、当事者の理解を得られるよう周知
  - ・ 次回期日調整時に開始時刻と終了時刻を決めて共有した上で、次回期日開始時にも終了時刻を確認し、意識が浸透
  - ・ 経過メモに次回期日の終了予定時刻の記載欄を設け、その予定を当事者とも共有した上で次回期日に臨む取組を始めた
  - ・ 終了予定時刻の少し前や、終了予定時刻に、書記官室から調停室に連絡（電話や、カード差入れ等）

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## ③ 当事者側の日程確保・裁判所の調停開廷日の制約への対応策（つづき）

### ◆ その他柔軟な期日指定等について

- ウェブ調停の積極的活用が期日間隔短縮に寄与している
- 午後2枠制は実施していないものの、午後の期日開始時刻について、所定の時刻に限らず指定してもよい旨周知しており、新件も含めて柔軟な期日指定ができている
- 双方代理人が就いており主張整理段階の事案については、1時間枠で指定する試みを行っている

## ④ 当事者側の準備の都合（心理的要因）への対応策

### ◆ 当事者の書面提出・準備への対応

- 離婚原因に関する細かいエピソード等は、書面の提出を求めず口頭で伝えることを求める方針としている
- 経済事案における提出書面に関して工夫をしている【複数庁】→ 具体例として、①書式を用意するなどして記載事項を特定のものとする、②主張ではなく資料を重視する方針を周知する、といった紹介があった
- 子に関する陳述書の書式を改訂し、定型の記載項目を取捨選択できる形に改めた（→本来は争点ではない項目に記載がなされて無用な紛争拡大を招かないようにする狙い）
- 調停委員は書面の必要性等を吟味することなく提出を求める傾向があり、意識を変えていく必要がある

### ◆ 弁護士会との意見交換等の紹介

- 弁護士側からも、以前と比べて調停で書面の提出を求められることが多くなった、離婚原因等については書面を提出するよりも口頭で解決を図った方が望ましいといった意見が述べられた → 書面提出の在り方に関して、弁護士会とも率直な意見交換をして共通認識を持つことも有益である
- （別の庁から）書面の提出期限を定めてから調停期日を決める運用（調停の訴訟化）について懸念を有する弁護士の意見もみられ（提出期限を定めようとすると1か月超がデフォルトとなってしまう）、弁護士会との間で調停における書面の在り方につき提出要否も含めて意見交換することが有益 → 調停委員とも書面の要否についての問題意識を共有し、提出を求めるかどうかで悩みがあれば評議を入れる運用としている

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## 2. 取組の効果検証その他継続的に取組を進めていくための方策等

### ① 各庁における取組の効果検証等

- 申立て～第1回期日までの日数について定期的に集計し、目標数値の達成状況等を書記官室とも共有し、改善効果を実感してもらったり、意識の浸透を図ったりしている【複数庁】
- 幹部職員が、続行期日間隔についての統計データの算出や、期日間隔が長い事件の原因分析を行い、職員や調停委員とも共有し、特に改善している数値を示してモチベーション向上を図っている
- 期日間隔や調停室の利用率等について毎月算出し、書記官室、調停委員控室等において共有を図っているが（手作業で行っているものが多く、今後の効率化が課題である）、分析していく中で、取組を継続すれば中長期的には未済事件が減少していくであろうことを実感し始めている
- 本庁において支部・出張所ごとの平均期日間隔等の数値も算出し、課題のある庁には、具体的な対応策等とセットで取組を依頼した
- 数値分析は重要だが、数か月単位だと休庭や災害の影響を受けていることもあり得るので、少し長い目で追っていく必要がある
- SSDBSで抽出した終局事件の平均期日間隔は取組の効果が反映されるまで時間を要するため、効果を実感しづらい  
→ 対応策として、以下のよう紹介があった
  - ・「次回期日指定のチェックシート」（他庁作成のシートをアレンジしたもの）の記載から、現在進行中の事件の期日間隔を分析して、裁判官室・書記官室で共有しており、今後は調停委員にも共有していく予定

- ・ **係属中の事件の基準時以降の平均期日間隔を容易に算出できるツール（Excel）を使用して、取組の成果を適時に把握している（→この数値を定期的に調停委員等とも共有し、改善効果を実感してもらっている）**

このツールについては別途情報提供を予定しています

# 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

## ② 取組により生じている課題等への対応・留意点

- 期日数の増加、評議（評議待ち）の増加への対策【複数庁】
  - 対応策として、以下のような紹介があった
    - ・ 書面評議の更なる活用。そのために、経過メモに書面評議の要望や、具体的な質問等を積極的に記載するよう調停委員に呼び掛けを行い、実際に記載が増えている【複数庁】
    - ・ 評議連絡メモの改訂を行うとともに、その過程で、評議連絡メモの意義等の関係職種間での共有・調停委員への周知を行うほか、各職種の役割（裁判官以外で前捌きできることはないか、裁判官が評議の優先順位付けをできるように書記官ができるのではないか等）を意見交換した
    - ・ 特定の裁判官の評議が重なっている場合、他の裁判官が代わりに評議（成立確認等も含む）に対応している
  - モチベーション維持・向上のため、改善した数値を周知しているほか、期日間隔が短くなり審理期間が短くなれば未済事件も減少していくはずであることを訴え、まずは目の前の取組を頑張っていこうと呼び掛けている
  - 調停終了時刻を意識し過ぎるあまり、聴取・整理が不十分なまま続行してしまうことが一部みられる。かえって期日回数が増えてしまうと意味がないので、限られた時間で効率よく聴取するスキルの向上やそのための研修の充実等もしていく必要がある
  - 支部や出張所については、事件数が少なく、改正法施行後の事件数の増加等にも危機感を十分に持てていなく、問題意識を共有しづらい点が課題である

## ③ 取組を継続的なものとするための「仕組み」作りその他の工夫

- 見直した新件処理等の事務フローについて、処理要領への明文化や、図による視覚化【複数庁】
- 調停委員向けに、ハンドブックの改訂やニュースレター等により、取組を言語化・視覚化【複数庁】
- 期日指定等に関する主要なルールをまとめたペーパーを作成し、転入裁判官・職員・調停委員等への配布を予定している
- 裁判官から、転入職員に対して早期に、組織課題・期日間隔短縮の取組の意義等を講演してもらうことを予定している
- 調停委員との継続的な意見交換を行っていく。声掛けを継続することで効果が上がってきてると実感している

## 2 家事調停におけるウェブ会議の活用促進

(それぞれ、以下のような意見があった)

### 1. 活用促進のあい路となっている事情及びこれに係る対応策

- 電話会議よりも実施するための準備に手間がかかり、書記官等の負担が増える
  - パソコン等のウェブ会議用の機器を調停室に備え付ける（鍵の管理等の防犯上の措置は厳重に行う）
- 代理人事務所が裁判所の近くにあったり、本人と一緒に長時間ウェブ会議に参加できる部屋が事務所になかったりする場合には、代理人からウェブ会議の利用を断られることもある
  - ・DV事案において安心・安全に手続を進めることができる、期日を入れやすくなる、資料の持ち運びも不要になる、画面共
  - 有機能を利用することができるなど、ウェブ会議を利用することのメリットを実感してもらう
  - ・代理人弁護士は事務所から、本人は自宅等からウェブ会議に接続する取扱いを認める
- 当事者本人事案での利用が進まない
  - ・仕事の都合で裁判所への出頭が難しい場合や、子どもが熱を出すなどして急きょ出頭が困難になった場合でもウェブ会議
  - を利用すれば手続を進めることができるなどのメリットを踏まえて、積極的な活用を呼び掛ける
- ウェブ会議の活用に抵抗感を示す調停委員がいる
  - ・電話会議の事件をウェブ会議に切り替えると傾聴の姿勢が当事者にもよく伝わるなど、ウェブ会議を利用することのメリットを実感してもらう
  - ・当事者本人がスマートフォンを利用して調停に参加する場合等を想定した調停委員向け機器操作研修を実施する
  - ・個別事件の評議の際にも裁判官からウェブ会議の利用を提案する
  - ・調停委員の抵抗感は経験を重ねるに連れて徐々に薄れていくので、軌道に乗るまで粘り強く働き掛けを続けることが重要

### 2. その他のウェブ会議の活用促進のための取組や工夫等

- 要警備事案や当事者・代理人が遠方に所在する事案では、裁判所から積極的にウェブ会議の活用を打診している
- 電話会議で進めていた代理人選任事案について、ウェブ会議に切り替える旨の打診を一斉に行った
- ウェブ会議を使わずに始まり、ウェブ会議に切り替えていない事案を拾い上げる取組を実施している
- 令和7年3月1日以降、ウェブ会議で離婚・離縁の調停を成立させることができるようになることもウェブ会議を活用するメリットとなるので、この点を代理人や調停委員等に周知して更なる活用を促すことも考えられる

### 3 改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題

#### 協議の目的

- **家族法改正は、今後の家庭裁判所実務の在り方に大きな影響を与えるものであり、改正法の趣旨・内容を踏まえて適切な運用を行うためには、東京家裁及び大阪家裁の裁判官らにおける先行的・集中的な検討の成果を参考しつつ、各庁において議論・検討を深めてもらうことが必要**
- **また、改正法は、遅くとも令和8年5月までには施行される予定であり、それまでに調停委員への研修を含む必要な準備を終えなければならない。こうした準備・検討すべき事項について、具体的に議論・検討を行うことにより、各庁において、来年度にわたる施行準備について、より具体的なイメージを描きながら必要な取組、課題及び対応策について検討することが必要**
- ➔ 改正法を踏まえた審理運営上の諸課題や、改正法の施行に向けた準備の在り方等について、協議を行った

#### 協議の内容

##### 1 改正法を踏まえた審理運営上の諸課題について

- 改正法施行後の親権者の指定・変更に係る審理及び判断に関する課題
- 改正法施行後の離婚調停の手続運営に当たって留意すべき点及び課題
- 改正法施行前（現時点又は施行の直前期）の離婚調停の手続運営に当たって留意すべき点及び課題
- 新設の親権行使者の指定の手続において、親権行使の期限までの期間が短い場合の審理に関する課題・あい路

##### 2 改正法の施行に向けた準備の在り方等について

- 関係職種による改正法の趣旨・内容の理解を促進するための取組及び課題
- 改正法施行までの時期・段階に応じた調停委員研修の在り方とその準備
- 各庁において使用している書式の整備や手続案内の在り方その他の課題

### 3 改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題

#### 改正法を踏まえた審理運営上の諸課題について

##### 1. 施行後の親権者の指定・変更に係る審理及び判断に関する課題

- ①改正民法 819条7項柱書き又は各号の審理及び判断に關し、課題やあい路と感じられる点、②（改正後は）親子関係に加え、父母間の関係も考慮要素となるが、父母間の関係について、具体的にどのような観点や事情に着目することが考えられるか、③改正法施行前に離婚した父母の子に係る親権者変更の申立てに關して考えられる留意点や課題等を中心に、施行後の親権者の指定・変更に係る審理及び判断に関する課題について意見交換を行い、検討を深めた  
(協議会で出た主な発言は以下のとおり)

### 3 改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題

#### 改正法を踏まえた審理運営上の諸課題について

##### 2. 改正法施行後の離婚調停の手続運営に当たって留意すべき点及び課題

- ①現行法下における調停と比較して留意する必要があると考えられる点、②事案の類型化に関する課題、③手続の初期段階、終盤の調整段階、調停成立時・不成立時など段階に応じて考えられる留意点や課題を中心に、改正法施行後の離婚調停の手続運営に当たって留意すべき点及び課題について意見交換を行い、検討を深めた

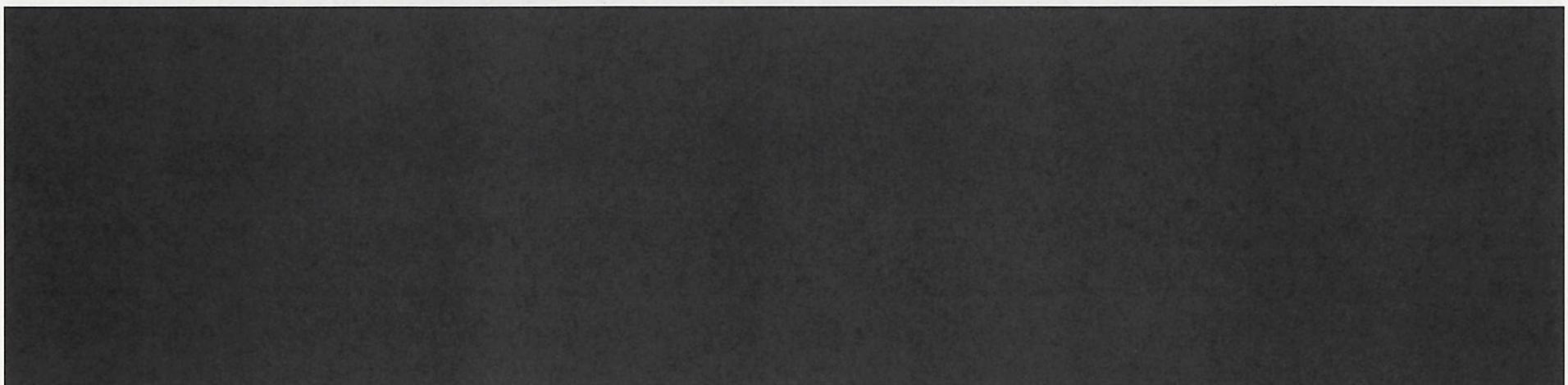
(協議会で出た主な発言は以下のとおり)

### 3 改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題

改正法を踏まえた審理運営上の諸課題について

以下は、協議会で出た主な発言です

#### 3. 改正法施行前（現時点又は施行の直前期）の離婚調停の手続運営に当たって留意すべき点及び課題



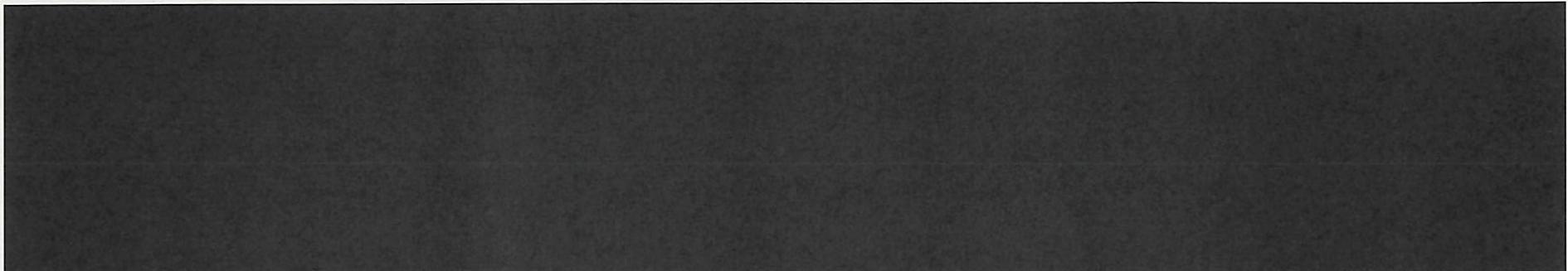
#### 4. 新設の親権行使者の指定の手続において、親権行使の期限までの期間が短い場合の審理に関する課題・あい路



### 3 改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題

#### 改正法の施行に向けた準備の在り方等について

##### 1. 関係職種による改正法の趣旨・内容の理解を促進するための取組及び課題



##### 2. 改正法施行までの時期・段階に応じた調停委員研修の在り方とその準備について



##### 3. 各庁において使用している書式の整備や手続案内の在り方とその他の課題について

